

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	山形県白鷹町

白鷹町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白鷹町林政課

所在地 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 8 3 3

電話番号 0 2 3 8 - 8 5 - 6 1 2 5

F A X 番号 0 2 3 8 - 8 5 - 2 5 0 9

E-mail rinsei@so.town.shirataka.yamagata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンザル、ニホンジカ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下カラスと表記）、ヒヨドリ、カワウ、アオサギ・ゴイサギ（以下サギと表記）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	山形県西置賜郡白鷹町地内

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	リンゴ、ブドウ、モモ、カキ 赤スモモ、スイカ、カボチャ デントコーン、トウモロコシ 配合飼料、西洋梨、和梨	被害面積：530a 被害量： 126,330kg 被害額：5,250千円
イノシシ	水稲、水田の畦畔破壊、田畑 の掘り起し、デントコーン ジャガイモ、サツマイモ タケノコ	被害面積：240a 被害量：43,690kg 被害額：1,061千円
ハクビシン	サクランボ、ブドウ	被害面積：90a 被害量：180kg 被害額：440千円
タヌキ	-	-
ニホンザル	-	-
ニホンジカ	-	-
カラス	リンゴ、西洋梨、 ブドウ、モモ、 牛舎への侵入	被害面積：410a 被害量：1,975kg 被害額：676千円
ヒヨドリ	サクランボ、リンゴ、 モモ、アケビ	被害面積：80a 被害量：144kg 被害額：197千円
カワウ・サギ	内水面魚類（アユ等）、水稲	被害額：1,782千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ

出没・被害にはその年のブナ類の豊凶状況によりばらつきがあるが、依然増加傾向にあり、被害は恒常的に発生している。被害は、リンゴ、ブドウ、モモ、ナシ、デントコーン、畜産用の配合飼料など多岐にわたっている。また、人の生活圏への出没も相次いでおり、令和5年度には町内山口地内において人身被害が発生している。

イノシシ

近年、目撃・被害情報が多数報告されており、生息頭数は年々増加傾向にある。被害対策として、電気柵の整備や環境整備を推進し、有害捕獲用わなの増設による捕獲圧の向上を図っているが、生息範囲は拡大している。今後も個体数の増加と農作物等（収穫前の米、イモ類、飼料作物、水田の畦畔破壊等）への被害が懸念される。

ハクビシン

町内全域で農作物被害が確認され今後も被害の拡大が懸念される。被害対策として、一部で電気柵を整備している。被害は、サクランボ、ブドウである。

タヌキ

町内全域で農作物被害が確認され、今後も被害の拡大が懸念される。被害は、農業用の被害は確認されていないが、住民から自家用作物の被害について報告を受けている。

ニホンザル

近隣市町で被害が深刻化しており、稀に本町でも目撃情報があることから、今後は個体数の増加と農作物への被害が懸念される。

ニホンジカ

町内において目撃されているが、農作物被害は確認されていない。農作物の他に森林における被害も懸念されるため、今後生息状況を注視したい。

カラス・ヒヨドリ

町内全域で農作物被害が確認され今後も被害の拡大が懸念される。被害は、リンゴ、西洋梨、ブドウ、モモ、サクランボ、アケビの他、肉用牛である。

カワウ・サギ

町内の漁業産物に被害をもたらしており、近年では漁獲量の減少も見受けられる。その行動範囲の広さから、広域的な対策を講じる必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
ツキノワグマ	被害面積：530 a 被害量：126,330 kg 被害額：5,250千円	被害面積：480 a 被害量：113,700 kg 被害額：4,730千円
イノシシ	被害面積：240 a 被害量：4,369 kg 被害額：1,061千円	被害面積：170 a 被害量：3,060 kg 被害額：740千円
ハクビシン	被害面積：90 a 被害量：180 kg 被害額：440千円	被害面積：80 a 被害量：160 kg 被害額：400千円
タヌキ	-	-
ニホンザル	-	-
ニホンジカ	-	-
カラス	被害面積：410 a 被害量：1,975 kg 被害額：676千円	被害面積：370 a 被害量：1,770 kg 被害額：600千円
ヒヨドリ	被害面積：80 a 被害量：144 kg 被害額：197千円	被害面積：70 a 被害量：130 kg 被害額：180千円
カウ・サギ	被害額：1,782千円	被害額：1,420千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・「鳥獣出没時の対応マニュアル」（別紙資料）に基づいた①情報伝達②現場確認③対策と段階ごと対応。 ・捕獲については、「山形県鳥獣保護管理計画」「山形県ツキノワグマ管理計画」に基づき、箱わな、囲いわな、くくりわなを使用した捕獲を実施。 ・ツキノワグマについては、県許可を基本とし、緊急性を伴うものに限り、町長許可による有	・被害が起こった際の迅速な対応。 ・猟会会員の高齢化及び後継者育成。 ・若年層の狩猟免許取得の促進 ・捕獲作業の効率化と省力化の手段として、捕獲檻等へのICT技術導入の推進 ・捕獲圧を高める為の箱わな等の整備。 ・捕獲個体の適切な埋設処理について、埋設場所の適地不足。

	害捕獲を実施。 ・イノシシについては、町長による、年間を通じた有害捕獲許可を発出し、実施隊による捕獲を実施。また捕獲圧の強化のため、箱わなの増設を実施。 ・注意喚起については、注意看板の設置や広報車による広報活動を実施。 ・捕獲個体の適切な埋設処理の実施。 ・鳥類については、実施隊、地区住民、漁業協同組合の協力により追い払い・捕獲を実施。	・捕獲数の増加に伴う埋設場所の確保、新たな処分方法の確立。 ・鳥類被害に対する効果的な対策の確立。
防護柵の設置等に関する取組	・地区が主体となり、地域ぐるみで実施する広域電気柵の整備と管理を推進。 ・農作物を守るため、農業者や住民に侵入防止柵の設置を推進。 ・鳥獣出没時に実施隊と協力して活動を実施。	・電気柵等の防護柵の普及が進み、成果を得ている地域もあるが、農業者の高齢化などにより、対応ができない地域もある。 ・設置箇所が広範囲となり、設置費用及び維持管理において人的、金銭的負担の増加が懸念される。 ・電気柵等の防護柵の普及が進み、未整備地区へ被害が移っている。 ・電気柵の盗難被害への対策が必要である。
生活環境管理その他の取組	・里山林整備及び緩衝帯整備の実施。 ・誘引物の除去の周知。 ・地区住民が主体となっていく刈払い及び放任果樹の伐採の推進。 ・出没、被害のあった箇所を確認し、注意喚起の実施。 ・鳥獣の出没状況、被害対策について地元説明会、研修会を実施。	・耕作放棄地の増加や里山林等の緩衝帯の荒廃化による野生鳥獣の市街地への出没が懸念される。 ・藪の刈払いによる緩衝帯の整備、放任果樹の除去等の集落環境整備の推進を行っているが、地域によって取組み意欲への偏りがある。 ・地域住民による追い払い活動等の協力が必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 町内の関係機関で組織する白鷹町鳥獣対策協議会において、被害防止に向けた情報交換や対策の検討を継続していく。
- ・ 農地周辺の藪等の除去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理により、有害鳥獣が近づきにくい環境づくりを推進する。
- ・ 有害鳥獣の誘引要因となる未収穫野菜、生ゴミ、廃棄果実の放置、放任果樹等の除去、侵入防止柵の設置の推進を行う。
- ・ 電気柵等の防護柵の整備については、整備後の維持管理体制を含め地域ぐるみでの取組みを推進する。
- ・ 農林水産業被害防止に向けて、白鷹町鳥獣被害対策実施隊を中心に追い払い及び捕獲活動を実施する。捕獲においては、山形県鳥獣保護管理事業計画と各種管理計画との整合性を図りながら、効果的な捕獲を実施する。
- ・ 地域住民等と連携して追い払い活動を実施する。
- ・ 出没が少ないニホンジカ、ニホンザルについては、目撃情報や被害状況等情報収集に努める。
- ・ 捕獲活動の省力化、効率化を図るため、ICT技術を活用した捕獲を推進する。
- ・ 捕獲の担い手確保を図るため、新規狩猟免許取得者（特に第1種銃猟免許取得者）に対する支援対策を推進する。
- ・ 捕獲圧を高める為、箱わなの増設を検討していく。
- ・ 内水面魚類に被害を引き続き与えるカワウ・サギ等については、漁業協同組合を中心とする飛来数等調査を行い、有効な追い払い及び捕獲を実施する。
- ・ 有害鳥獣処理施設の整備を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

住民、関係団体、各地区からの情報をもとに白鷹町鳥獣被害対策実施隊の協力を得て捕獲を実施する。実施隊員が捕獲活動を行う際、現場で所持する銃器については、ライフル銃(特定ライフル銃を含む)以外の猟銃を基本とするが、捕獲が困難な個体の場合、ライフル銃を所持し、周囲や同行者の安全確保に努め捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 7	イノシシ	・新規狩猟免許取得補助 ・捕獲用具の購入及び整備（地区ごとの箱わな設置等による効果的な捕獲活動） ・ICTの活用（ICTわな、わな用の送受信機等）
	ツキノワグマ	・新規狩猟免許取得補助 ・捕獲用具の購入及び整備（実施隊が安全かつ効率的に捕獲活動ができるわな等の整備）
	アオサギ・カワウ	・新規狩猟免許取得補助 ・捕獲活動の推進 ・有害捕獲時の弾代の補助
	その他鳥獣	・被害状況に応じて捕獲を検討する。
R 8	同上	同上
R 9	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
白鷹町鳥獣被害防止計画、山形県が定める山形県鳥獣保護管理事業計画及び各鳥獣の管理計画に基づき、捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、人的被害及び農林水産業被害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
イノシシ	200頭	200頭	200頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
カラス	200羽	200羽	200羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カワウ	200羽	200羽	200羽
サギ	200羽	200羽	200羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報に応じて捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。個体数の増加に応じて捕獲用物品の増設を実施する。捕獲の担い手確保のため、免許取得者の捕獲活動への参加を呼びかける。新規狩猟免許取得者への支援として、免許取得に関する費用の補助の拡充を図る。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊員が行う捕獲作業にて使用する銃器については、ライフル銃（特定ライフル銃を含む）以外の猟銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難なイノシシやツキノワグマの個体については、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
白鷹町	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンザル、ニホンジカ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、サギ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
ツキノワグマ イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンザル ニホンジカ	11,000m 県・町補助金、協議会補助金を活用した電気柵等の整備。	17,000m 国庫交付金、県・町補助金、協議会補助金を活用した電気柵等の整備。	17,000m 国庫交付金、県・町補助金、協議会補助金を活用した電気柵等の整備。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
ツキノワグマ イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンザル ニホンジカ	・広域の電気柵については、地区協議会等と侵入防止柵の管理等に関する契約を締結し、適切に管理する。 ・個人で整備した侵入防止策については、維持管理の	・広域の電気柵については、地区協議会等と侵入防止柵の管理等に関する契約を締結し、適切に管理する。 ・個人で整備した侵入防止策については、維持管理の	・広域の電気柵については、地区協議会等と侵入防止柵の管理等に関する契約を締結し、適切に管理する。 ・個人で整備した侵入防止策については、維持管理の徹底

	徹底を推進する。 ・追払い活動を実施する。	徹底を推進する。 ・追払い活動を実施する。	を推進する。 ・追払い活動を実施する。
--	--------------------------	--------------------------	------------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生活環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 7	ツキノワグマ イノシシ ハクビシン	① 農地周辺の藪等の除去や耕作放棄地の解消、里山林整備による緩衝帯作りを実施し、鳥獣が人里へ近づきにくい農地環境づくりを推進する。
R 8	タヌキ ニホンザル ニホンジカ	② 誘引要因（放任果樹、未収穫野菜、生ゴミ、廃棄果実の放置）の除去等の周知及び啓発・指導を徹底する。
R 9	カラス ヒヨドリ カワウ サギ	③ 各鳥獣の被害状況や有効な捕獲方法等の情報収集に努める。 ④ 鳥獣被害防止に取り組むことができるよう、地域が主体となって、正しい知識を普及するための研修会等を開催する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白鷹町総務課	関係機関への周知・注意喚起・広報活動
白鷹町林政課	現場検証・猟友会への捕獲見回り依頼・広報活動、捕獲許可
白鷹町農政課	関係機関への周知・注意喚起、現場検証の協力
白鷹町農業委員会	関係機関への周知・注意喚起、現場検証の協力
白鷹町教育委員会	児童・生徒への周知・注意喚起
白鷹町健康福祉課	園児・福祉施設への周知・注意喚起
山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会	実施隊活動・現場検証・捕獲見回り活動

山形県置賜総合支庁	指導・助言・捕獲許可
長井警察署	被害状況の情報提供、捕獲への協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
 猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

「鳥獣出没時の対応マニュアル」(別紙資料)に基づき実施する。

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、減容化处理、埋設及び自家消費等による適切な処理を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用に必要な施設や体制の整備に要する費用を上回る効果が見込むことができないため困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

鳥獣被害防止対策協議会の名称	白鷹町鳥獣対策協議会
----------------	------------

構成機関の名称	役割
山形おきたま農業協同組合白鷹支店	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
山形県酪農業協同組合白鷹支所	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
西置賜漁業協同組合白鷹支部	漁業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
白鷹町鳥獣被害対策実施隊 (山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会)	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。
山形県鳥獣保護管理員(白鷹町担当)	有害鳥獣関連情報の提供と保護の実施を行う。
山形県置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等を行う。
白鷹町総務課	地域住民被害情報の収集・提供と、各機関との連絡調整を行う。
白鷹町林政課	各機関との連絡調整と、被害対策の普及・推進を行う。
白鷹町農政課	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。

白鷹町農業委員会	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
----------	-------------------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役 割
白鷹町	鳥獣捕獲、各組織との連絡調整
地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施
山形県置賜総合支庁農業振興課	被害対策のアドバイス
山形県置賜総合支庁環境課	捕獲数の調整及び捕獲の許可
長井警察署	出沒・被害時の対応、緊急時の対応協力
西置賜ふるさと森林組合	林業被害対策の協力
おきたま林業（株）	林業被害対策の協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 10 月 1 日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。 実施隊は、本町の職員や山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会会長より推薦のあった捕獲員で組織し、効果的な追い払い及び捕獲に従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

必要に応じ、白鷹町鳥獣対策協議会において協議し、関係機関と連携し実施する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関と連携・調整を図りながら、より効果的な被害防止に努めていく。また、捕獲作業の効率化と省力化の手段として、捕獲檻等へのICT技術の導入を進めていく。さらに、処理施設整備の検討を進める。

被害防止計画は、必要に応じて適宜内容を見直し、変更を行うものとする。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。